

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）

物 質 名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエタノール	1,1-ジクロロエタン	1,3-ジクロロブロベン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	DXN			
基 準 値 ^④		汚泥の場合 ^①		N.D. ^③	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
		廃酸、廃アルカリの場合 ^①		N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		処理物 ^②	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
				N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排 出 源		適 用																											
業 種		施 設																											
19.紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業	ト 染色施設 チ 葉液浸透施設 リ のり抜き施設						○				○	○	○			○	○	○	○										
21.化学繊維製造業	イ 濡式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬 繊維の葉液処理施設 ハ 原料回収施設												○													○	○		
22.木材薬品処理業	ロ 葉液浸透施設						○	○																					
23.パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ及びパルプ洗 浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設 リ セロハン製膜施設 ヌ 濡式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				
23の2.新聞業、出版業、印刷業又は製版業	現像洗浄施設等											○	○	○			○	○	○										
24.化学肥料製造業	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 濡式集じん施設								○																				
25.水銀電解法による か性ソーダ又は か性カリ製造業	イ 塩水精製施設 ロ 電解施設	○	○	○																									
26.無機顔料製造業	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔 料製造施設のうち遠 心分離機 ホ 廃ガス洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												○	○	○			
27.前2号以外の無機 化学工業製品製造 業	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 青酸反応施設のうち 反応施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 濡式集じん施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												○	○				
28.カーバイト法アセ チレン誘導品製造業	イ 濡式アセチレンガス 発生施設 ホ 塩化ビニルモノマー 洗浄施設	○	○						○								○								○	○			
29.コールタール製品 製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄 施設 ロ 静置分離器																							○		○			

物 質 名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シス1,2-ジクロロエタン	1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロブロペン	1,1-ジクロロブロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	DXN																							
基 準 値 ^④	汚泥の場合 ^①	ND ^③	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.04	0.02	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3																							
	廃酸、廃アルカリの場合 ^①	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.4	0.2	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1																							
	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.4	0.2	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1																							
	廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.04	0.02	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3																							
排 出 源		適 用																																																
業 種	施 設																									○																								
※14 廃PCB等又はPCB処理物分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設																										○																								
※15 担体付き触媒の製造(塩素又は塩化水素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設																										○																								
※16 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)から金属の回収(ソーダ灰を添加してばい焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法(ばい焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち次に掲げるもの ・ろ過施設 ・精製施設 ・廃ガス洗浄施設																										○																								
※17 プロン類特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法に限る。※1)の用に供する施設のうち次に掲げるもの ・プラズマ反応施設 ・廃ガス洗浄施設 ・湿式集じん施設 (※1 廃棄物混焼法、液中燃焼法、過熱蒸気反応法)																										○																								

1) 国内で生じたものであつて、表中の排出源の工場又は事業場から生じたもの

2) 1) を処分するために処理したもの

3) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

4) 基準値m g/L(溶出量)、ただし「廃酸、廃アルカリ」、「処理物の廃酸、廃アルカリ」はm g/L(含有量)及びDXNの「汚泥、その処理物」はng-TEQ/g(含有量)

(注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。

※印の業種番号と施設番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による。

基準値は、総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表1(廃酸・廃アルカリ)による。